

呉市水道局工事請負業者選定に関する規程

昭和63年 5月31日水道局規程第 8号

改正 平成元年 4月 1日水道局規程第 9号
 平成13年 3月30日水道局規程第 3号
 平成15年 3月14日水道局規程第 3号
 平成15年11月28日水道局規程第12号
 平成17年 3月18日水道局規程第 1号

呉市水道局工事請負業者選定に関する規程（昭和39年呉市水道局規程第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、呉市水道局契約規程（昭和39年呉市水道局規程第12号。以下「契約規程」という。）に基づき、指名競争入札又は随意契約に係る次のものを発注する際に、優秀にして堅実な請負業者等（以下「業者」という。）を公平かつ適切に選定するため必要な事項を定めるものとする。

- (1) 工事（測量並びに工事に関する設計及び調査その他建設コンサルタント業務を含む。以下同じ。）
- (2) 物件の購入等（製造、修繕等の請負を含む。以下同じ。）

一部改正〔平成15年水道局規程 3号〕

（請負人の資格）

第2条 工事又は物件の購入等（以下「工事等」という。）に係る指名競争入札及び随意契約の相手方となる者は、管理者の定めるところにより入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出し、かつ、次条以下の規定により資格の認定を受けた者でなければならない。

一部改正〔平成15年水道局規程 3号〕

（選定委員会）

第3条 申請書を提出した業者について、契約規程第24条第1項の規定による資格の有無その他必要な事項の審査及び適格であると決定された業者のうちから指名業者又は随意契約の相手方の選定をするため、指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第4条 委員会は、管理者並びに呉市水道局事務分掌規程（昭和61年呉市水道局規程第2号）第3条に規定する部長、参事、次長、室長、副参事及び課長（以下「委員」という。）をもつて組織する。

- 2 委員長は、管理者をもつてこれに充てる。
 - 3 委員長は、会務を統括する。
 - 4 委員長に事故があるときは、業務部長がその職務を代行する。
- 一部改正〔平成元年水道局規程 9号・13年 3号・17年 1号〕

（会議）

第5条 委員会は、委員長が必要に応じ、委員を招集して開催し、自らその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、血族又は姻族三親等以内に該当する者に係る審査に加わることができない。
- 5 何人も会議の内容を他に漏らしてはならない。

（適格審査）

第6条 委員会は、申請書を提出した業者に係る必要な資格を審査し、適格又は不適格である業者を決定する。

（等級別格付等）

第7条 委員会は、前条の規定により適格であると決定された業者（以下「適格業者」という。）のうち建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の種類が土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事及び水道施設工事にあつては、工事の種類別に等級を区分した資格の格付けをするものとする。

- 2 委員会は、前項の規定による資格の等級ごとにその等級に属する適格業者に対して、工事を発注する場合の標準となる予定金額の範囲を定めなければならない。

一部改正〔平成15年水道局規程 3号・12号〕

（資格の取消し等）

第8条 委員会は、適格業者の資格の取消し、停止、留保その他特別の事情を審査する。

（工事に係る指名業者の選定）

第9条 委員会は、第7条に規定する工事に係る指名業者を選定しようとするときは、当該工事の予定金額に対応する等級の資格を有する業者のうちから選定するものとする。ただし、必要がある場合は、直近の上位及び下位の等級の資格を有する業者のうちから選定することができる。

- 2 前項ただし書の規定により選定する業者の数は、当該選定された業者全数のなるべく2分の1までとする。

一部改正〔平成15年水道局規程 3号・12号〕

第10条 指名業者を選定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案しな

ければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状態
- (2) 工事成績
- (3) 工事経歴
- (4) 技術者の状況
- (5) 手持工事の状況
- (6) 特殊機械の保有状況
- (7) 当該工事に対する地理的条件

(指名業者の審査伺い)

第11条 当該工事等担当主管課長は、工事等について指名競争入札（随意契約の場合を含む。）に付するときは、自ら指名業者審査伺いに指名しようとする適格業者名を記載し、委員会に提出するものとする。ただし、随意契約の相手方を選定する場合は、工事執行回議書等によつて決裁権者の決裁を受けたものについては、委員会への提出を省略することができるものとする。この場合において、提出を省略したものについては、委員会において報告しなければならない。

一部改正〔平成15年水道局規程3号〕

(選定の特例)

第12条 特に緊急を要し委員会を開く暇がないとき又は特別の理由があるときは、委員会の選定を経ないで委員長において業者を選定することができる。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、総務課総務係において処理する。

付 則

この規程は、昭和63年6月1日から施行する。